平成 29 年度 第 2 回 加古川市地域公共交通会議 議事概要

○開催概要

開催日時	平成 30 年 1 月 22 日（月）　午後 2 時から午後 3 時まで
開催場所	加古川市役所 新館 10 階大会議室
出 席 者	委員 18 名、オブザーバー3 名、事務局 5 名
議事次第	1　開会 出席状況報告等 ２　議事 議案第 1 号「神姫バス神野駅前～県立加古川医療センター線の一部休止について」 議案第 2 号「神姫バス神野駅前～県立加古川医療センター線の一部休止に伴う代替交通について」 議案第 3 号「神姫バス加古川駅～ウェルネスパーク線の経路変更について」 議案第 4 号「志方地区かこバスミニ路線の延伸について」 ３　閉会 副会長あいさつ

○議事概要

●議案第 1 号「神姫バス神野駅前～県立加古川医療センター線の一部休止について」

（説明概要）

加古川駅北口から県立加古川医療センターを経由して神野駅前へ向かう路線について、県立加古川医療センターから神野駅前区間の一部を休止し、それに伴い新神野 4 丁目東停留所を廃止する。

新たな運行ダイヤは調整中。

当該系統の県立加古川医療センターから神野駅前区間については、加古川市の補助を受けて運行していたが、当該区間の利用が少なく加古川市の地域公共交通プランに規定する運行継続基準を満たせなくなったことから、当該路線の補助が廃止となるため路線を休止する。

（１）休止区間

加古川市新神野 4 丁目 2-2 番地先～加古川市神野町西条 903 の 1 番地先（キロ程 0.8 km）

（２）廃止停留所

新神野 4 丁目東（計 1 停留所）

（３）休止予定日

平成 30 年 4 月 1 日（平成 30 年 3 月 31 日の運行をもって退出）

（意見・質疑応答等）

（委員）具体的にどのような路線変更となるのか教えてもらいたい。加古川駅北口から出る路線は神野駅まで行かずに県立加古川医療センターで折り返すということでいいか。

その場合、県立加古川医療センター発の便は、東神野・北神野・西条・北公民館前・山手 2 丁目・甲南加古川病院の各停留所を通り加古川駅へ向かうのか。

→（オブザーバー）加古川駅北口から出る路線は神野駅まで行かずに県立加古川医療センターで折り返すこととなる。そして、加古川駅へ向かう際は、東神野等の停留所は経由せずに神野西停留所を経由して向かうこととなる。

→（事務局）加古川駅から県立加古川医療センターへ向かう便は複数路線あり、加古川駅北口から日岡を経由する便と加古川駅南口から東加古川駅や新在家を経由する便がある。今回の路線一部休止により、甲南加古川病院から県立加古川医療センター間のバス路線は新在家を経由する別路線があるため残るが、神野駅前から甲南加古川病院間の路線が休止となる。

（議決）

原案承認　※委員 18 名中、18 名（全員）が同意

●議案第 2 号「神姫バス神野駅前～県立加古川医療センター線の一部休止に伴う代替交通について」

（説明概要）

議案第 1 号「神姫バス神野駅前～県立加古川医療センター線の一部休止について」に関連し、当該区間のうち、神野駅前～甲南加古川病院間については、少なからず利用があり、公共交通を完全になくしてしまうということは避けたいということや現在、路線バスが運行していない山手・西条山手地区から高齢化の進展に伴い、高齢者がスーパーでの買い物や医療機関への受診に苦慮しているとのことから、このたび、小型車両を使用し、当該地区内の移動手段確保を目的として、神野駅と接続し、その周辺施設へとアクセスできる代替交通の運行を提案する。

（１）運行形態　　路線定期運行
（２）運行区間　　新神野 5 丁目～神野駅前～甲南加古川病院～高岡会館（5.5 km）
（３）運行日　　月曜日から金曜日（祝日及び年末年始〔12/29～1/3〕は除く）
（４）運行回数　　１日 5 往復（10 便）
（５）運行経路　　別添資料参照
（６）運行時刻　　別添資料参照
（７）運行開始日　平成 30 年 4 月 2 日
（８）運賃　　別添資料参照
（９）運行事業者　（一社）兵庫県タクシー協会東播支部加盟の 4 社

（意見・質疑応答等）

（委員）代替交通に係る経費について教えてもらいたい。

→（事務局）加古川市が補助を行っている県立加古川医療センターから神野駅前区間は年間約 570 万円程度の補助を行っている。4 月より当該区間の補助を廃止し、小型車両を活用した運行に見直すことで運行経費が約 370 万円となる見込み。そこから運賃収入を差し引くと年間の補助額は約 300 万円になる見込みである。

（委員）代替交通が運行されることで利得が見込まれる沿線の企業等に協力金のようなものは求めないのか。

→（事務局）代替交通の運行についてはまだ実験段階ということで、現時点では沿線企業に協力金のようなものを求める予定はない。しかし、将来的に運行が安定すれば何らかの協力が得られればと考えている。

（委員）代替交通が運行される地域に住んでいる知人がおり、この度の運行について非常に喜んでいるという話を聞いた。

（議決）

原案承認　※委員 18 名中、18 名（全員）が同意

●議案第３号「神姫バス加古川駅～ウェルネスパーク線の経路変更について」

（説明概要）

加古川駅から東神吉小学校前を経由してウェルネスパークへ向かう路線について、地域拠点施設であるウェルネスパークに接続する幹線としての機能強化と、利用者の増加が見込まれる人口密集地区へ経路を変更することにより、利便性の向上を図る見直しを行う。（これに伴い、東神吉小学校前から加古川駅行きの便も新設予定。）

新たな運行ダイヤは調整中。

（１）運行形態　　路線定期運行

（２）変更区間　　【路線延長認可申請区間】

加古川市東神吉町神吉 471-2 地先～加古川市東神吉町神吉 823-75 地先

キロ程：0.8 ㎞

移設停留所：神吉新田（計１停留所）

新設停留所：神吉中学校南、休ヶ坪公園（計２停留所）

【休止再開予定区間】

加古川市東神吉町神吉 1224-4 地先～加古川市東神吉町天下原 149-2 地先

キロ程：0.9 ㎞

新設停留所：天下原、神吉東（計２停留所）

【休止予定区間】

加古川市東神吉町神吉 471-2 地先～加古川市東神吉町神吉 524-18 地先

キロ程：0.1 ㎞

廃止停留所：神吉新田　※移設に伴う廃止

（３）変更開始日　　平成 30 年４月１日

（意見・質疑応答等）

なし

（議決）

原案承認　※委員 18 名中、18 名（全員）が同意

●議案第４号「志方地区かこバスミニ路線の延伸について」

（説明概要）

当該路線は、平成 28 年 11 月より神姫バス・志方東地区系統の一部休止に伴う代替交通として運行を開始した。しかし、当初想定していたよりも利用状況が悪く、現行の運行形態のままでは、利用改善を図ることは困難であると判断し、見直しを行うこととした。

見直しを行うにあたり、現在、公共交通が運行していない志方町の原・藤池地区から公共交通導入の要望を受けていたことから、新たな需要への対応に合わせて、現在の利用状況を踏まえた運行回数等の見直しを行うこととした。

（１）運送主体　　（一社）兵庫県タクシー協会東播支部加盟の４社

（２）運行形態　　路線定期運行

（３）延伸区間　　加古川市志方町志方町 1151-1 地先～加古川市志方町原 605-1 地先

キロ程：1.1 ㎞

新設停留所：藤池、原、こども療育センター前（計３停留所）

（４）運 行 日　　月曜日～金曜日（祝日及び年末年始〔12/29～1/3〕は除く）

（５）運行回数　　１日３往復（６便）

（６）運　　賃　　・大人（中学生以上）：100 円、200 円または 300 円（距離による）

・小児（小学生）：大人運賃の半額

・幼児（1 歳以上 6 歳まで ※小学生は除く）：小児運賃
※大人（小児）に同伴された幼児は、大人（小児）1 人につき幼児 1 人無料、幼児 2 人目からは小児運賃
・乳児（1 歳未満）：無料
※障がい者割引制度あり

（７）延伸開始日　　平成 30 年 4 月 2 日

（意見・質疑応答等）

（委員）しろやま号の路線はどこからどこまでなのか教えてもらいたい。

→（事務局）しろやま号は現在広尾東からボンマルシェ志方店間を運行している。しろやま号で宝殿駅へ行くにはかこタクシーに乗り継ぎをして向かうことになる。しろやま号とかこタクシーは別々の路線だが、運行事業者が同一ということもあり、車両について一体的な運用が可能となっている。

現在、しろやま号については、乗り継ぎの不便さもあり利用につながっていない部分がある。よって、乗り継ぎ時間を可能な限り短くし、将来的には同一の車両にてかこタクシーの区間も運行しながら宝殿駅まで接続したいと考えている。

（委員）しろやま号とかこタクシーの乗り継ぎについて詳しく教えてもらいたい。

→（事務局）この度新設する停留所でこども療育センター前停留所があるが、この場所は地域産業振興センター前停留所とほぼ同位置にあるため乗り継ぎが可能なポイントである。また、ボンマルシェ志方店停留所も重要な乗り継ぎポイントとなっている。

（議決）

原案承認　※委員 18 名中、18 名（全員）が同意

以　上